

事 務 連 絡
令和8年4月17日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

単品スライド条項の運用について

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保については、「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和8年3月31日付け）により各公共発注者に対し、通知しているところです。

この度、国土交通省の発注工事における工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用について各地方整備局等あてに再周知したことを踏まえ、各省各庁、各特殊法人等及び各地方公共団体に対し、別添1及び別添2のとおり周知しておりますので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

事 務 連 絡
令和8年4月17日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

単品スライド条項の運用について

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保については、「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和8年3月31日付け総行行第161号・国不入企第39号）により通知しているところです。

この度、国土交通省の発注工事における工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用（※）について各地方整備局等あてに再周知しましたのでお知らせします。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」（令和8年4月8日付け総行行第185号・国不入企第1号）においても、同運用を参考に、運用の見直しを図る等の適切な対応に努めるよう要請しておりますので申し添えます。

各発注者におかれては、建設資材等の高騰等について、国土交通省の運用も参考にしつつ、適切な対応に努めていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、本事務連絡の周知をお願いします。

※国土交通省の運用

「購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする」

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 17 日

国土交通省 各地方整備局
企 画 部 技 術 管 理 課 長 殿
国土交通省 北海道開発局
事業振興部 技術管理課長補佐 殿
国土交通省 国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター
社会資本システム研究室 主任研究官 殿
内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部 技 術 管 理 課 長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課
企画専門官

工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について（再周知）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保については、「直轄工事における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和 8 年 4 月 3 日付け国会公契第 26 号他）により通知しているところである。

スライド条項の適切な運用等にあたっては、「工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用について」（令和 4 年 6 月 17 日付け国会公契第 6 号他）及び「工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）について」（令和 4 年 7 月 19 日付け事務連絡）において下記の運用を定めているので、引き続き適切な対応を図るとともに、受注者に対し説明会を実施するなど広く周知し、受注者の不安の解消に努めること。

記

《運用》

「購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする」

以上

事 務 連 絡
令和8年4月17日

各省各庁公共工事発注担当課長補佐 殿
各省各庁特殊法人等所管担当課長補佐 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

単品スライド条項の運用について

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保については、「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和8年3月31日付け国不入企第40号）により通知しているところです。

この度、国土交通省の発注工事における工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用（※）について各地方整備局等あてに再周知しましたのでお知らせします。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」（令和8年4月8日付け国不入企第1号・財計第2417号）においても、同運用を参考に、運用の見直しを図る等の適切な対応に努めるよう要請しておりますので申し添えます。

各発注者におかれては、建設資材等の高騰等について、国土交通省の運用も参考にしつつ、適切な対応に努めていただくようお願いします。

独立行政法人、特殊法人等を所管する各府省庁におかれては、所管法人に対しても、本事務連絡の周知をお願いいたします。

※国土交通省の運用

「購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする」

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 17 日

国土交通省 各地方整備局
企 画 部 技 術 管 理 課 長 殿
国土交通省 北海道開発局
事業振興部 技術管理課長補佐 殿
国土交通省 国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター
社会資本システム研究室 主任研究官 殿
内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部 技 術 管 理 課 長 殿

国土交通省
大臣官房 技術調査課
企画専門官

工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について（再周知）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保については、「直轄工事における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和 8 年 4 月 3 日付け国会公契第 26 号他）により通知しているところである。

スライド条項の適切な運用等にあたっては、「工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用について」（令和 4 年 6 月 17 日付け国会公契第 6 号他）及び「工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）について」（令和 4 年 7 月 19 日付け事務連絡）において下記の運用を定めているので、引き続き適切な対応を図るとともに、受注者に対し説明会を実施するなど広く周知し、受注者の不安の解消に努めること。

記

《運用》

「購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする」

以上